

岡山市ナショナルチーム等キャンプ誘致推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ナショナルチーム又は国代表選手が行うキャンプの誘致を促進し、本市のスポーツ振興、地域の活性化及び本市の情報発信を図るため、予算の範囲内において岡山市ナショナルチーム等キャンプ誘致推進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において「ナショナルチーム」とは、1人以上の選手を含み、かつ、選手又は選手をサポートするメンバーの総数が10人以上で構成される団体その他市長が特に認めた団体をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号に掲げるとおりとし、その要件については当該各号に定めるところによる。

(1) キャンプ実施事業 次に掲げる要件のいずれをも満たすキャンプを実施する事業

ア ナショナルチーム又は国代表選手が行うキャンプにあつては、当該競技種目の公益財団法人岡山県体育協会に加盟する競技団体等が誘致したキャンプであること。

イ 次のいずれかに該当すること。

(ア) オリンピック，パラリンピック，ワールドカップ又は世界選手権大会に過去3年間において出場実績があり，又は直近に出場予定があり，オリンピック，パラリンピック又はおかやまトップスポーツ協議会構成団体の競技種目に係るナショナルチーム又は国代表選手が行うキャンプであること。

(イ) (ア)に規定するナショナルチーム又は国代表選手に類する者であつて，本市のスポーツ振興，地域の活性化及び本市の情報発信への効果が期待できるものとして，市長が特に認めたものが行うキャンプであること。

ウ 市内のスポーツ施設を利用し，かつ，市内の宿泊施設に宿泊するキャンプであること。

エ キャンプの実施に併せ，地元との交流事業を行うものであること。

オ 政治的若しくは宗教的活動又は営利を目的とするキャンプでないこと。

(2) キャンプ運営事業 ナショナルチーム又は国代表選手以外の者が当該ナショナルチーム又は国代表選手に代わってスポーツ施設，宿泊施設等を手配して前号に掲げる要件のいずれをも満たすキャンプを運営する事業

(補助事業者)

第4条 補助の対象となる団体及び個人（以下「補助事業者」という。）は，前条第1号又は第2号の補助事業を行う者とする。

2 前項の規定にかかわらず，団体の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）及び個人が次の各号のいずれかに該当する場

合は、この補助の対象となることができない。

- (1) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員の統制下にある者
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（補助金の交付の制限）

第5条 補助金の交付は、同一のナショナルチーム又は国代表選手が行うキャンプに対して、同一年度に1回までとする。

2 補助事業の実施に当たり本市から他の補助金等を受ける者については、補助金の交付の対象としない。

（補助対象経費、補助率及び補助上限額）

第6条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助上限額は、次の表のとおりとし、補助金額は、次の表の左欄に掲げる補助対象経費に同表中欄の補助率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）と同表右欄に掲げる補助上限額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。

補助対象経費	補助率	補助上限額
(1)ナショナルチーム又は国代表選手（コーチ等を含む。以下同じ。）に係る宿泊に要する経費（宿泊に付帯する食事代を含む。）	10/10	ナショナルチームにあつては20
(2) ナショナルチーム又は国代表選手に係るスポ	10/10	0万円と

ーツ施設使用に要する経費		し、国代表選手にあっては1人当たり10万円かつ総額で200万円とする。
(3) ナショナルチーム又は国代表選手に係る広報費、警備費、機材費等のキャンプ運営に要する経費（食糧費を除く。）	10/10	
(4) ナショナルチーム又は国代表選手に係る国内移動に要する経費	10/10	
(5) ナショナルチーム又は国代表選手に係るその他必要と認める経費	10/10	

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、岡山市ナショナルチーム等キャンプ誘致推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) キャンプ参加者名簿（様式第3号）
- (3) キャンプ日程表
- (4) 補助対象経費の見積書の写し

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、岡山市ナショナルチーム等キャンプ誘致推進事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、規則第7条第2項の規定に基づき、補助金の交付の決定に当たって、同条第1項各号に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。

(変更承認申請、変更交付決定)

第10条 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容を変更しようとする場合は、岡山市ナショナルチーム等キャンプ誘致推進事業補助金変更承認申請書（様式第5号）及び第7条第1号から第4号までに掲げる書類（変更後の内容を記載したもの）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更（補助目的の達成に支障をきたさない計画細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わないものをいう。）についてはこの限りではない。

2 市長は、前項の規定により変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助事業者に岡山市ナショナルチーム等キャンプ誘致推進事業補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、岡山市ナショナルチーム等キャンプ誘致推進事業補助金事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、キャンプ終了後速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) キャンプ参加者名簿（様式第3号）

(2) 事業実績報告書（様式第8号）

(3) キャンプ日程表

(4) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定の通知）

第12条 補助金の額の確定通知は、岡山市ナショナルチーム等キャンプ誘致推進事業補助金額の確定通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の完了前交付）

第13条 規則第19条第1項ただし書の規定により、キャンプ運営事業を実施する場合に限り、交付決定額の範囲内で概算払いをすることができる。

（状況報告、着手届及び完了届の免除）

第14条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

（検査等）

第15条 市長は、補助金の適正な運用を図るため、必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は指示し、若しくは帳簿等関係書類を検査することができる。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月18日から施行する。

この要綱は、令和3年6月25日から施行する。

この要綱は、令和4年3月15日から施行する。